

令和6年度海外ビジネストータルサポート事業（シンガポール）

参加企業募集案内

徳島県では、海外の各エリア（国）に向け、海外ビジネスの専門家と連携し、県産品の輸出促進や販路開拓を図る事業を実施しています。

今回、RE&S Japan と連携し、県内事業者のシンガポールへの販路開拓・拡大を支援するに当たり、事業への参加を希望される事業者を募集いたします。

1 事業概要

- ・現地飲食店、フードデリバリー、小売店舗等での酒類や食材の販売につなげる
- ・現地飲食店における、料理と飲料の調和を味わうペアリングイベントの開催によりファン創出を図る

2 募集内容

(1) 応募資格

上記「1 事業概要」によるシンガポールへの販路開拓・拡大に意欲があり、徳島県内に本社、又は営業所等を有する企業・団体

(2) 募集品目

- ・シンガポールにおける輸入規制・検疫条件を満たしており、輸出可能な加工食品、冷凍・冷蔵食材等の一般食材
- ・原則、賞味期限が6ヶ月以上のもの

(3) 申込期限

令和6年7月22日（月）17時必着

3 申込方法

参加申込書及び商品情報シートに必要事項を記入の上、次の申込先まで電子メールでお申し込みください。なお、送信後、電話により着信の確認を行ってください。

※海外バイヤーの選定により、本事業への参加事業者を決定する予定です。

※海外バイヤーへ営業・販促活動を行う商品は、委託事業者との調整の上で決定します。

【申込先及びお問合せ先】

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 商務流通室

電話：088-621-2320 FAX：088-621-2897

E-mail：keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

4 その他参加条件

- (1) 食品衛生法、J A S法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJ I S規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (2) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (3) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること又は今後対応予定であること。
- (4) 地方自治法 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号の規定に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ①成年被後見人または被保佐人
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
 - ④暴力団の構成員等
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (11) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (12) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

以上